提出方法：持参によるものとし、郵送その他によるものは受け付けない。申請書及び資料は、工事共同企業体の認定後、提出することができる。

※なお、上記期間内に「共同請負入札参加資格審査申請書」等を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

③　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⑲　以下のいずれかについて届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　エレベーターの保守管理業務に関する事項

⑴　エレベーターの供用開始後に保守管理業務を実施する者（以下「保守管理会社」という。）は、次の要件を満たすこと。

①　保守管理会社は、別冊「設計条件書」の別添「昇降機保守管理契約書」及び「昇降機保守管理業務仕様書」（以下「保守管理業務仕様書等」という。）に基づく保守管理業務が実施可能な体制を建替工事の完成までに有する者であること。

②　保守管理会社は、技術者の派遣及び交換用部品の調達等24時間出動可能な体制を確立するものとし、故障時等の緊急時には原則として通報を受けてから30分以内（ただし、広域災害の場合は除く）に現地に到着させて最善の手段で対処し、可能な限り速やかに復旧措置を講じる体制を建替工事の完了までに有すること。

③　保守管理会社は、当機構エレベーター仕様書で規定する「自動通報システム」を有していること。

④　保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり又は機械室なし）の項目及び内容について、保守管理会社の監視センターにて遠隔点検を行える体制を建替工事の完成までに有すること。

⑤　保守・点検業務に関するマニュアルが整備されていること。

⑥　保守管理会社は、技術者に対する専門技術、安全衛生、法令順守、職業倫理等に関する教育を行うための、実機その他の設備及び教育体制が整備されていること。

⑦　保守管理会社は、技術者の技術力に関する社内資格制度を有していること。

⑧　保守管理会社は、建替工事の完成時に、当機構中部地区における物品購入等の契約に係る一般競争参加資格審査において、「役務提供」のうち「サービス」又は「その他」の資格を有すると認定された者であること。

⑵　保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める現場責任者及び現場担当者を配置できること。なお、保守管理業務仕様書等で定める現場責任者及び現場担当者とは、次の要件を満たす者とする。

①　現場責任者　昇降機の点検実務経験を15年程度、かつ、点検対象同型機の実務経験を５年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更に現場担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

②　現場担当者　昇降機の点検実務経験を10年程度、かつ、点検対象同型機の実務経験を３年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更にその作業等の内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とする。

⑶　エレベーターの保守管理業務に係る確認書の提出及び協定書の締結　建替工事の工事完了後のエレベーターの保守管理業務の確実な実施を担保するため、申請書の提出時に別冊入札説明書の「エレベーターの保守管理業務に係る確認書」及び「エレベーター保守管理業務関係申告書」の提出並びに建替工事の完了時までに「協定書」の締結を行うものとする。

なお、保守管理会社が複数いる場合は、それぞれ保守管理会社毎に提出及び締結を行うものとする。

また、エレベーターの供用開始日が複数ある場合には、供用開始日毎に「協定書」の締結を行うものとする。

4　設計業務等の受託者等

⑴　上記２⑻の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社松田平田設計、株式会社オオバ、株式会社ＵＲリンケージ、株式会社二葉積算

⑵　上記２⑻の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

①　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者又は設計業者。

②　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている当該建設業者。

③　設計業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている当該設計業者。

5　担当部署等

⑴　「公募全般」に関すること

〒460―8484　名古屋市中区錦三丁目５番27号　錦中央ビル７階　独立行政法人都市再生機構中部支社　住宅経営部工務・検査課　電話052―968―3269

⑵　「基盤整備工事」に関すること（設計内容、積算等）

〒460―8484　名古屋市中区錦三丁目５番27号　錦中央ビル７階　独立行政法人都市再生機構中部支社　住宅経営部環境整備課　電話052―968―3209

⑶　「建替工事」に関すること（設計内容、積算等）

〒460―8484　名古屋市中区錦三丁目５番27号　錦中央ビル７階　独立行政法人都市再生機構中部支社　住宅経営部ストック技術課　電話052―968―3248

⑷　入札・開札に関すること

〒460―8484　名古屋市中区錦三丁目５番27号　錦中央ビル６階　独立行政法人都市再生機構中部支社　総務部経理課　電話052―968―3315

⑸　令和５・６年度の一般競争参加資格の認定に関すること

〒460―8484　名古屋市中区錦三丁目５番27号　錦中央ビル６階　独立行政法人都市再生機構中部支社　総務部経理課　電話052―968―3315

6　競争参加資格の確認

⑴　本競争の参加希望者は、上記２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び申請に関連する資料（以下「申請書等」という。）を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記２⑵の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記２⑴及び⑷から⑲までに掲げる事項をすべて満たしているときは、開札のときにおいて上記２⑵及び⑶に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記２⑵及び⑶に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、競争に参加することができない。

①　申請書等の提出方法、期間及び場所

（令和５・６年度の一般競争参加資格の申請）

提出期間：令和５年３月１日（水）から令和５年５月19日（金）まで

ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（但し、正午から午後１時の間は除く。）まで。

提出先：上記５⑸に同じ。

提出方法：一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所に持参又は郵送により行うものとし、電送によるものは受け付けない。

（本工事に係る申請書の提出期間、場所及び方法）

提出期間：令和５年３月１日（水）から令和５年５月26日（金）まで。

ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（但し、正午から午後１時の間は除く。）まで。